

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域は、2005年（平成17年）1月1日に旧黒磯市、旧西那須野町、旧塩原町の1市2町が合併して発足した那須塩原市全域である。商工会の管轄は、那須塩原市商工会が旧黒磯・旧塩原地区を、西那須野商工会が旧西那須野地区をそれぞれ担当し、連携して支援体制を構築している。

本市は栃木県北部に位置し、面積は592.74㎢と県内30市町中第2位の広さを有している。地勢は大きく二分され、北西部の約半分は日光国立公園に指定された険しい山岳部で、塩原温泉郷や板室温泉などの豊かな観光資源を有している。一方、南東部は那珂川と箒川に挟まれた緩やかな傾斜の複合扇状地「那須野が原」が広がり、扇中央部には本州有数の酪農地帯、扇端部には田園地帯が展開している。

交通網は、JR東北新幹線、JR宇都宮線、東北縦貫自動車道、国道4号が市域を縦貫しており、黒磯駅・那須塩原駅・西那須野駅の周辺や主要幹線道路沿いに中心市街地が形成されている。

産業面では、本州第1位の飼養頭数を誇る生乳生産（酪農）や水稻を中心とした農業、年間約752万人が訪れる観光業、および市内7か所の工業団地に立地するゴム製品や飲料、輸送用機械などの製造業がバランスよく発展しており、栃木県北部の経済・交通の拠点都市となっている。



(2) 地域の災害リスク

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

① 洪水

那須塩原市のハザードマップ及び地域防災計画によると、洪水予報河川である那珂川・余笹川・蛇尾川の周域では、想定最大規模の降雨により、最大で5.0mから10.0m未満の浸水が想定されている。特に那珂川流域の越堀付近では、浸水継続時間が最大336時間（2週間）に達すると予測されている。また、箒川の周域においても5.0m未満の浸水が想定されている。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障による復旧の長期化、高額な復旧費用が想定される。市内の主要産業である製造業においては、原材料の加工業者が被災することで、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

② 土砂災害

那須塩原市地域防災計画によると、山間部を中心に土砂災害警戒区域が208箇所（うち特別警戒区域187箇所）指定されており、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りといった災害が生じるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞とそれに伴う事業復旧の長期化が想定される。特に山間部の塩原・板室温泉地区一帯は宿泊業や観光業が集積しており、宿泊のキャンセル等による観光客の大幅な減少も懸念される。

③ 地震

地震ハザードステーション（J-SHIS）の分布図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、人口が集中する市域東部の扇状地において6%から26%以上と予測されている。本市には主要活断層である関谷断層（推定M7.5）が南北約23kmにわたって通っており、

直下型地震が発生した場合、市街地の多くで震度6弱から6強の激しい揺れが想定される。商工業者へのリスクとしては、古い建物やブロック塀の損壊、火災による直接被害に加え、商圏のにぎわいが失われることによる販路の縮小や商圏の喪失リスクが存在する。

④ 台風・豪雪

市内を流れる河川流域では過去に数々の水害に見舞われており、特に平成10年の那須水害では記録的な豪雨により余笹川の氾濫や熊川の護岸決壊が発生した。また、那須塩原市（旧黒磯市・旧塩原町）は「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）」に基づく豪雪地帯に指定されている。商工業者のリスクとしては、降雪による幹線道路の通行止めによる物流の停滞、店舗・倉庫の損傷や倒壊、停電などが想定される。

（3）感染症のリスク

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延は、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントの休止による売上の急減、サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人や家族の罹患、学校の休校に伴う出勤困難による人手不足のリスクも存在する。

（4）サイバー攻撃のリスク

機密情報の窃取や業務妨害を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化し、手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。特に、サプライチェーンの一部を構成する小規模事業者が攻撃の踏み台とされるリスクを認識する必要がある。

（5）域内の商工業者の状況

商工業者等数：4,715者（うち小規模事業者数：3,523者）

業種	商工業者	小規模事業者	備考（事業所の立地状況等）
建設業	545	521	地域内に広く分散
製造業	352	239	〃
卸売業	247	147	
小売業	1,069	670	市内中心部ほか、幹線道路沿いに多い。
飲食店・宿泊業	702	507	〃 宿泊業は塩原・板室温泉地区に多い。
サービス業	1,314	1,018	地域内に広く分散
その他	486	421	
合計	4,715	3,523	

令和3年度経済センサス活動調査

（6）これまでの取組

①市の取組

- ・ 那須塩原市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年1回 市内各所にて実施）
- ・ 那須塩原市国土強靱化地域計画の策定（令和3年3月）

- ・ 那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②商工会の取組

- ・ 大規模災害（令和元年東日本台風等）発生時における会員被災情報の収集
- ・ 栃木県が実施する総合防災訓練への参加及び協力

③事業継続力強化支援計画の実施状況（令和6年度）

- ・ ホームページ等へ事業者 BCP に関する国の施策（事業継続力強化計画認定制度等）掲載：2 回
- ・ 普及啓発セミナーの開催（サイバー攻撃対策、リスクファイナンス等）：1 回
- ・ 連携損保会社（東京海上日動、あいおいニッセイ同和等）と連携した損害保険への加入促進：3 件
- ・ 災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施：2 回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者 B C P と記載する。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

（1）課題

- ・ 市内小規模事業者の事業継続力強化（BCP 策定等）の取組状況を十分に把握できていない。
- ・ 地域の自然災害リスク（関谷断層による地震、那珂川水系の浸水）に加え、サイバー攻撃等、多様化するリスクについて市関係部署との議論が不足している。
- ・ 本計画の実行にあたり、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

（2）対策

- ・ 経済産業省 HP の認定事業者一覧の活用や、巡回指導・窓口相談時の聞き取り、アンケート調査により個社ごとの取組状況をデータベース化して把握する。
- ・ 那須塩原市産業観光部商工振興課、那須塩原市商工会、西那須野商工会による連絡協議会を定期開催し、最新のハザードマップやサイバー攻撃事例を共有した上で支援方針を決定・見直しする。
- ・ 損害保険会社、金融機関、中小機構等の外部専門家と連携し、セミナー開催や専門家派遣を共同実施する。また、職員向けの研修や勉強会を開催し、経営指導員等の資質向上と専門知識の習得を図る。

3. 目標

- ・ 管内事業者に対し、関谷断層による直下型地震や那珂川水系の洪水リスク、及びサイバー攻撃等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 主要産業である製造業が多く集積する市内7工業（産業）団地、地域経済の中心となる各駅周辺（黒磯、那須塩原、西那須野）及び観光地（塩原・板室温泉地区）の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンと地域経済の機能を維持する。
- ・ 管内小規模事業者の事業継続力強化計画（国の認定）の策定率が依然として低いため、BCP 策定支援に加え、被災時の資金繰りを支える損害保険・共済等のリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の定量的な目標を設定し取り組んでいく。

1. 年4者に対して事業者 BCP（事業継続力強化計画）の新規策定・見直し支援を行う。
2. 事業継続力強化計画の認定率を令和11年3月末までに市内商工業者の1%とする。
3. 主要産業である製造業の小規模事業者における策定数を20者とする。
4. 地域経済の中心である各駅周辺の商業地区及び塩原・板室の宿泊業者における策定数を20者とする。
5. リスクファイナンス（損害保険・共済）の加入・見直し提案を年10者に対して行う。
6. 上記目標達成のため、多様なリスクをテーマとしたセミナー・説明会を年1回以上開催する。

※ その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和11年3月31日)

※共同申請による経過措置より期間は3年間とする。

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、栃木県、那須塩原市と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の取組状況を、認定事業者一覧やヒアリング等を通じて把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回・窓口指導時に、那須塩原市防災ハザードマップ（洪水・土砂災害・ため池等）や J-SHIS（地震ハザードステーション）を用い、那珂川・蛇尾川・箒川周辺の浸水リスクや、関谷断層による地震リスク（想定震度6弱以上）を具体的に説明する。
- ・会報、那須塩原市広報、市ホームページ、みるメール、SNS を活用し、国の施策紹介やリスク対策の必要性、サイバー攻撃への備え、事業者 BCP 策定の優良事例の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局の「リスクファイナンス判断シート」等を活用し、災害発生時の資金繰りや、水災補償付き損害保険・火災共済・福祉共済等への加入によるリスクファイナンスの考え方を啓発する。
- ・連携協定を結ぶ損害保険会社等の専門家を招き、普及啓発セミナーを開催する。
- ・管内事業者に対し、簡易的な事業者 BCP の策定を推進し、実効性のある取組や効果的な訓練手法について個別指導を行う。
- ・事業者 BCP 策定ワークショップを開催し、個社ごとの対策（安否確認、重要業務の特定、代替策の検討等）を支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、「那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿った冷静な対応を周知する。
- ・事業者へ、感染症対策としての備蓄品確保や換気設備の設置、IT・テレワーク環境整備のための情報や支援策（各種補助金等）を提供する。

(3) フォローアップ

「那須塩原市事業継続力強化支援協議会」（市、那須塩原市商工会、西那須野商工会で構成）において、本計画の進捗管理や改善点の協議を定期的実施する。

- ・那須塩原市が実施する総合防災訓練への参加を事業者に促し、訓練結果を計画に反映させる。
- ・事業継続力強化計画の実効性を高めるため、専門家派遣事業（日本中小企業診断士協会連合会等）を紹介・活用する。
- ・事業者 BCP 策定後の経過年数に応じ、巡回経営指導時に計画の見直しや訓練（被災シミュレーション）の指導を行い、継続的な PDCA サイクルを定着させる。
- ・支援した計画の有効期限を把握し、期限終了前の再策定・再申請を促す伴走支援を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・商工会広報誌や HP において、市内事業者の BCP 取組好事例を展開し、地域全体の防災意識を醸成する。

(5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険（株）やあいおいニッセイ同和損保（株）と連携し、リスクファイナンスに係る専門家派遣やセミナーを実施する。

- ・ 中小企業基盤整備機構の専門家派遣制度を活用し、高度な BCP 策定や連携型計画の支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症やサイバー攻撃へのリスク対策として、特約付き保険やセキュリティ対策サービスの紹介を関係機関と連携して行う。
- ・ 那須塩原警察署等と連携し、関係機関への普及啓発ポスター掲示やチラシ配布を依頼する。

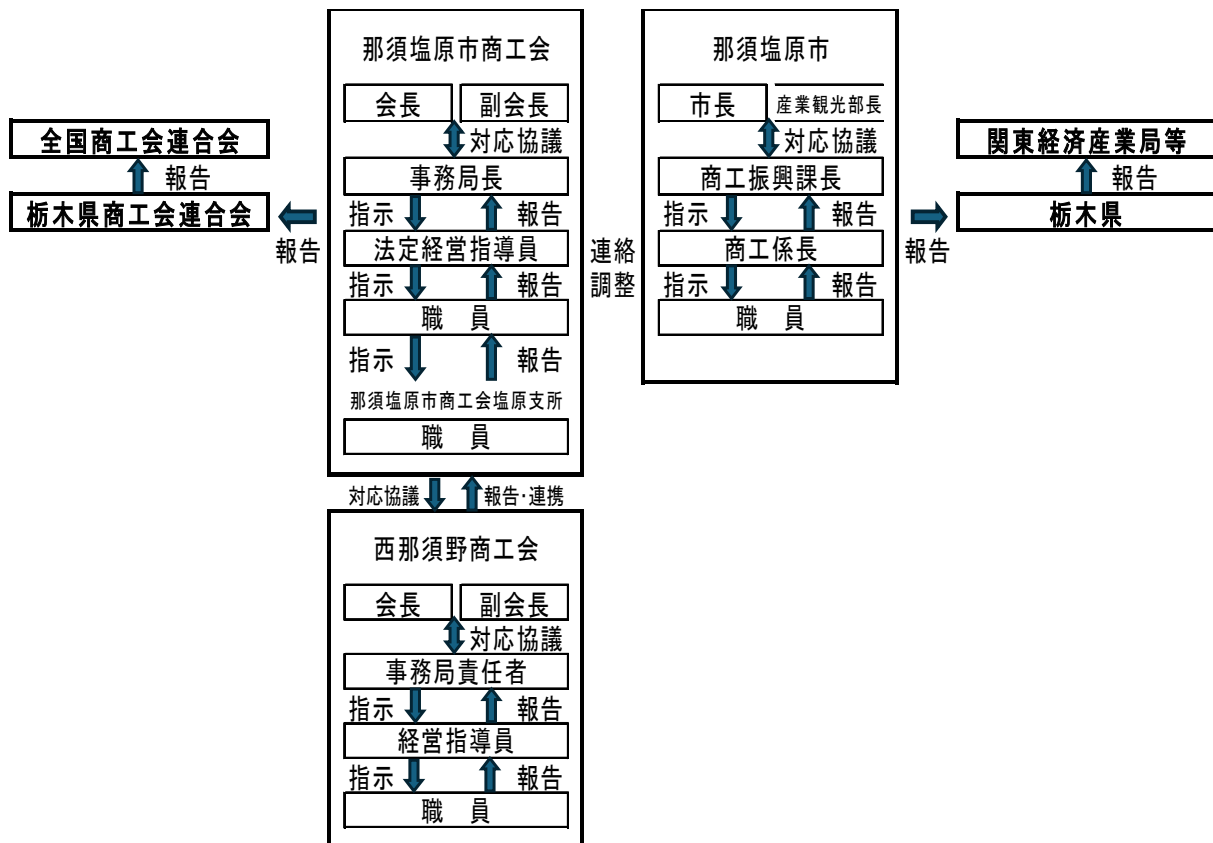
(6) 訓練の実施

- ・ 令和元年東日本台風（台風 19 号）や東日本大震災と同規模の自然災害が発生したと仮定し、那須塩原市と両商工会間の被害情報報告ルート（実態調査票等）の確認や、職員の安否確認・参集訓練を必要に応じて実施する。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ市（商工振興課）と両商工会の間で指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。

【連絡体制図（イメージ）】



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。なお、目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合（那須塩原市役所直下地震等を想定）

① 職員の安否・出勤可否の確認

- ・那須塩原市商工会および西那須野商工会の職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を那須塩原市へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

② 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話・SNS・みるメールの返信機能を活用したアンケート等により、会員・非会員を問わず管内事業者の被害状況を確認する。

③ 被害情報の共有

- ・市と商工会は、以下の頻度で被害情報等を共有する。情報共有はガイドライン所定の「実態調査票（様式1）」を用いて、電子メール又はFAXで行う。

共有頻度

期間（発生日起算）	頻度
1週目	1日に2回
2週目	1日に1回
3・4週目	1週間に2回
5週目～	1週間に1回

④ 被害情報の報告

- ・市と商工会で情報を共有した上で、市は栃木県が定める期日までに県へ報告する。
- ・商工会は、栃木県商工会連合会が定める期日までに連合会へ報告を行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を表明した場合とする。

① 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事業所の消毒、手洗い・うがい・マスク着用の徹底を行う。
- ・「那須塩原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、最新情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務やテレワークを導入する等、支援体制維持のための対策を実施する。
- ・政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、那須塩原市に設置される感染症対策本部の指示に基づき、対面指導の制限や窓口への飛沫防止パネル設置等の対策を講じる。

② 管内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症の流行状況や、経営に影響を与えるリスク（サプライチェーンの寸断、需要の急減等）について、メールマガジンやHPで周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について指導を行う。

③ 管内事業者の被害状況の確認・報告

- ・市は来庁・相談を受けた事業者の状況を、商工会は巡回・電話・アンケート調査等により被害状況（売上減少額等）を確認する。
- ・市と商工会で情報を共有した上で、ガイドライン所定の「実態調査票（様式2）」等を用いて、

県および県連合会へ報告を行う。

(3) 被災小規模事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・市と相談の上、安全が確保された場所に相談窓口を設置し、国・県・市の支援策（協力金、融資制度等）を周知する。
- ・保険金請求や融資に不可欠な「罹災証明書」の取得を促し、被災状況写真の撮影について指導する。

② 復旧・復興支援

- ・国・県の方針に従い、被災事業者の事業再建（補助金申請支援等）を全面的に支援する。
- ・被害が甚大な場合は、県連合会等を通じて他地域の商工会からの応援派遣を要請する。

※ その他

- ・本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・那須塩原市商工会・西那須野商工会と、那須塩原市産業観光部商工振興課が緊密に連携し、地域の実情(那珂川・蛇尾川・箒川の浸水リスクや関谷断層等の地震リスク)を踏まえた災害リスクを共有するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年2回、「那須塩原市事業継続力強化支援協議会」を開催する。
- ・計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県(産業労働観光部経営支援課)に随時相談し、助言を求める体制を構築する。

② 広域的な支援体制

- ・那須塩原市内において、那須塩原市商工会(旧黒磯・塩原地区)と西那須野商工会(旧西那須野地区)が併存していることから、地理的・経済的に一体不可分な地域全体の事業継続力を効率的に底上げするため、那須塩原市及び両商工会が連携し、共同で支援を実施する。
- ・本計画は共同申請であるが、令和11(2029)年3月31日までの期間については経過措置を適用し、広域経営指導員を新たに設置せず、従来の法定経営指導員を中心とした体制で助言・指導を行う。

③ 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を旧市町(黒磯・西那須野・塩原)の3地区に分け、法定経営指導員と各会の経営指導員、経営支援員の体制で巡回・窓口指導を行う。
- ・小規模事業者ごとに担当の経営指導員を選定し、事業継続力強化計画の策定支援から、訓練の実施、計画の見直し、再申請のフォローアップまで、伴走型の支援体制を構築する。
- ・リスクファイナンス(保険・共済加入促進)については、連携協定を結んでいる損害保険会社(東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)等)の専門家を招き、個別相談やセミナーを実施する体制を整える。

④ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・両商工会の経営指導員を中心とした職員体制により、事業継続力強化計画の策定数やセミナー参加者数などの支援実績を定量的な指標(KPI)を用いて把握し、効果測定を行う。
- ・把握・検証した実施状況については、前述の「那須塩原市事業継続力強化支援協議会」(年2回開催予定)において評価を行い、必要に応じて計画の見直しや次年度の支援内容の検討に反映させるPDCAサイクルを確立する。

⑤ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・商工会職員に対し、栃木県や栃木県商工会連合会等が主催する防災・減災、リスクファイナンス、サイバー攻撃対策等に関する研修会への参加を推奨する。
- ・商工会内部で、専門家を講師に招いた勉強会や事例共有会を定期的で開催し、支援ノウハウを組織内で共有することで、経営指導員等の助言・指導能力の向上を図る。

西那須野商工会

事務局責任者

経営指導員

那須塩原市商工会

事務局長

法定経営指導員

那須塩原市

産業観光部長

商工振興課長

専門家等

危機管理課

報告・連携

連絡調整

確認・連携

那須塩原市商工会塩原支所

2. 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 藤田 修（連絡先は後述3. ①那須塩原市商工会参照）

※本計画は二以上の商工団体が共同実施しますが、経過措置（令和11年3月31日まで）の適用により、広域経営指導員の設置を要さず、従来の法定経営指導員による情報の提供及び助言を行います。

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取組（セミナー、ワークショップ、個社支援等）の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標（策定数や保険加入数等）の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

3. 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

- ・那須塩原市商工会 総務課 〒325-0061 那須塩原市末広町6-4-27
TEL：0287-62-0373 / FAX：0287-63-9451 E-mail：nasushiobara_net@shokokai-tochigi.or.jp
- ・西那須野商工会 指導課 〒329-2705 那須塩原市南郷屋4-1-37
TEL：0287-36-0697 / FAX：0287-36-8279 E-mail：nishinasuno_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

- ・那須塩原市役所 産業観光部 商工振興課 〒325-8501 那須塩原市共墾社1-0-8-2
TEL：0287-62-7154 / FAX：0287-62-7223 E-mail：shoukou@city.nasushiobara.tochigi.jp

4. 被害情報報告先

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340
E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会 組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4 TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875
E-mail：soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度
必要な資金の額	500	500	500
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	100	100	100
3. 普及・啓発費 ・チラシ郵送費	350	350	350

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、那須塩原市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。